

川平地域景観地区指定の告示の案内

石垣市告示第 28 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成22年 3月12日

石垣市長 大 濱 長 照

- 1 都市計画の名称  
川平地域景観地区
- 2 都市計画を決定する土地の区域  
石垣市字川平の全部
- 3 縦覧場所  
石垣市美崎町14番地 石垣市建設部都市建設課

※都市計画法第20条に規定により告示のあった日から、その効力を生じる。

景観地区内における建築物の計画の手続き

